

静岡県告示第89号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第4号に掲げる船びき網漁業のうち、あおりいかしば漬け網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のとおり定める。

令和5年2月21日

静岡県知事 川勝平太

1 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
あおりいかしば漬け網漁業	沼津市大瀬埼灯台から同市志下、下香貫界に設置した標識に至る共第13号共同漁業権漁場内	4月15日から8月31日まで	定めなし	定めなし	沼津市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	12
	共第11号共同漁業権漁場内	5月16日から8月31日まで			伊豆市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者	3

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月1日から同年3月31日まで

(3) 備考

この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和5年8月31日までとする。